

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、多賀城市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(構成委員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者を委員とし、20名以内をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者
- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (6) 学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認められる者又はその指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じ市長が招集し、会長がその議長になる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 交通会議の議決を要する事項は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 市長が必要と認めたときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員その他の関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市産業部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

多賀城市公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">多賀城市公共交通会議設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 2 4 年 9 月 7 日 告示第 9 4 号</p> <p>第 1 条～ 7 条 略 (庶務)</p> <p>第 8 条 交通会議の庶務は、<u>都市産業部</u>都市 計画課において処理する。</p> <p>以下 略</p>	<p style="text-align: center;">多賀城市公共交通会議設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 2 4 年 9 月 7 日 告示第 9 4 号</p> <p>第 1 条～ 7 条 略 (庶務)</p> <p>第 8 条 交通会議の庶務は、<u>建設部</u>都市計画 課において処理する。</p> <p>以下 略</p>